

ROCKET SOFTWARE**エンドユーザーライセンス契約**

本エンドユーザーライセンス契約は、Rocket Software, Inc.またはいずれかの関連会社（以下「**Rocket**」といいます）とエンドユーザーのお客様（以下「**エンドユーザーのお客様**」といいます）の間で締結され、**Rocket** が製品のライセンスとサポートサービスを提供する際の条件を規定します。本契約は、(i) 注文書の日付、および (ii) 納品日のいずれか早い方の日付（以下「**発効日**」といいます）をもって有効となります。エンドユーザーのお客様は、本エンドユーザーライセンス契約（以下「**本契約**」といいます）およびライセンスされた製品に適用される追加ライセンス認証（以下「**ALA**」および本契約とともに「**EULA**」といいます）に従い、本製品がエンドユーザーのお客様にライセンス付与されることに同意します。本 EULA で使用されているものの、本契約で定義されていない「」の用語はそれぞれ、第 14 条（定義）に定める意味を有します。

1. ライセンス**1.1 測定ライセンス**

1.1.1 第 1.2 条（評価ライセンスおよびテストライセンス）に定められている場合、または該当する注文書または ALA で明示的に認められている場合を除き、また本契約に規定されるその他の制限に従うことを条件として、**Rocket** は、オブジェクトコード形式のライセンスを購入した各製品および関連するドキュメンテーションを使用するための個人的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可の測定ライセンスをエンドユーザーのお客様に付与します。

1.1.2 該当する注文書または ALA に別段の定めがない限り、**Rocket** およびエンドユーザーのお客様は、製品がインストールおよび/または使用されるすべての機器の設置場所、モデル、およびシリアル番号に合意するものとし、**Rocket** の同意および適用される料金の支払いなしに、当該機器および設置場所を変更しないものとします。エンドユーザーのお客様は、アーカイブ目的で本製品のコピーを 1 つのみ複製することができます。ただし、フェイルオーバーまたは災害復旧目的での使用は含まれません。エンドユーザーのお客様は、**Rocket** 非本番環境ライセンスガイド (<https://www.rocketsoftware.com/company/trust/agreements> を参照) の規定に従い、フェイルオーバー、災害復旧、および非本番環境向けのライセンスを **Rocket** から購入できるものとします。エンドユーザーのお客様は、すべての所有権表示および凡例を保持することを条件に、社内使用のみを目的としてドキュメンテーションを複製することができます。

1.1.3 製品を使用する権利は、エンドユーザーのお客様のみが有するものとし、かかる使用は、(i) お客様自身の社内使用および利益のためののみ、および (ii) エンドユーザーのお客様の関連会社の利益のために行われ、再頒布または商業化のために行われてはならないものとします。

1.1.4 該当する注文書、ALA またはドキュメンテーションで明示的に認められている場合を除き、エンドユーザーのお客様は、直接的または間接的に以下の行為を行ってはなりません。

(i) 本契約に規定されている場合を除き、本製品またはドキュメンテーションを使用すること。

(ii) エンドユーザーのお客様が **Rocket** の事前の書面による同意（以下、それぞれ「**拡張使用権**」といいます）を得て、かつ、第 13.5 条（譲渡の禁止）に規定されるものを含め、各拡張使用権に適用される料金を支払わない限り、製品を複製、移転、サブリース、譲渡、頒布、または他の会社に引渡し、またはユーザー以外の者に製品を提供またはその他の方法で利用可能にし、エンドユーザーのお客様以外の事業者の利益のために製品を使用すること。

(iii) エンドユーザーのお客様が **Rocket** の事前の書面による同意を得て、かつ、適用される料金を支払った場合を除き、注文書の「送付先」住所に指定されている国以外に、または、かかる「送付先」住所が指定または提供されていない場合は、製品が最初にインストールされた国以外の国において、製品またはドキュメンテーションを複製、移転、頒布、引渡し、利用可能にし、またはかかる製品またはドキュメントにアクセスすること。

(iv) 本製品またはドキュメンテーションの翻訳、改変、または二次的著作物を作成すること。

- (v) 本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または解釈すること。ただし、本条項 (v) の施行が適用法によって禁止されている範囲においては、この限りではありません。
- (vi) ライセンス期間の超過、または測定ライセンスの利用期間を超過する製品を使用すること。
- (vii) 非本番環境のライセンスに基づいて提供された本製品を本番環境で使用すること。これには、評価ライセンス、テストライセンス、または開発ライセンスが含まれますが、これらに限定されません。
- (viii) 本製品またはドキュメンテーションの著作権またはその他の知的財産権に関する通知を変更すること。
- (ix) Rocket またはそのライセンサーの知的財産を侵害または不正使用すること。

1.2 評価およびテストライセンス、無償のライセンス製品

1.2.1 該当する注文書、ALA またはドキュメンテーションで明示的に認められている場合を除き、Rocket が評価またはテストのためにのみ製品を提供し、ライセンスを付与する場合、エンドユーザーのお客様は、内部評価およびテスト目的でのみ製品を使用するための譲渡不可、サブライセンス不可、非独占的ライセンス（以下「**本評価ライセンス製品**」といいます）を取得します。また、開発、本稼働、頒布、ベンチマーク、競合分析、またはその他の商業目的（以下「**評価ライセンス**」といいます）には使用できません。該当する注文書、ALA またはその他のドキュメントで別の期間が承認されていない限り、評価ライセンスの期間（以下「**本評価期間**」といいます）は、(i) 評価ライセンス製品がエンドユーザーのお客様にダウンロード可能となった日から起算して 30 日間、および (ii) 本製品がプレリリース版またはベータ版の場合（以下「**プレリリース評価製品**」といいます）、評価ライセンス製品が利用可能となった日から起算して 90 日間とします。第 4 条（保証）にかかわらず、本条に基づいてライセンスが付与された製品は「現状有姿のまま」提供され、明示的または黙示的ないかなる保証も行わないものとし、評価ライセンス製品に関して Rocket がサポートサービスを提供する義務を負わないものとなります。評価ライセンスは評価期間の終了をもって終了し、エンドユーザーのお客様は、速やかに当該評価ライセンス製品のすべてのコピーをアンインストール、削除、破棄し、要求があった場合は、かかる要求から 30 日以内に本規定の遵守状況を証明する書面を Rocket に提供します。エンドユーザーのお客様は、すべての問題（エラー、障害、不適合な結果、予期せぬ動作を含みますが、これらに限定されません）を速やかに Rocket に報告し、プレリリース評価製品に関するコメントを提供し、エンドユーザーのお客様によるプレリリース評価製品のテスト結果に関する Rocket から提出された質問書に適時に回答することに同意します。Rocket は、プレリリース評価製品の最終バージョンをリリースしない権利、またはリリースされた場合でも、プレリリース評価製品の価格、特徴、仕様、性能、機能、リリース日、一般提供の可否、またはその他の特性を変更する権利を留保します。

1.2.2 該当する注文書または ALA で明示的に認められている場合を除き、無償での使用のみを目的として Rocket が本製品を提供およびライセンスを付与した場合、エンドユーザーのお客様は、製品を内部目的のみに使用するための、譲渡不可、サブライセンス不可、非独占的なライセンス（以下「**無償のライセンス製品**」といいます）を受け、開発、本稼働、頒布、ベンチマーク、競合分析、またはその他の商業目的での使用は認められません。第 4 条（保証）にかかわらず、本条に基づいてライセンスを付与された製品は「現状有姿のまま」提供され、明示的または黙示的ないかなる保証も行わないものとし、無償のライセンス製品に関して Rocket がサポートサービスを提供する義務を負わないものとなります。Rocket は、その独自の裁量により、いつでも無償のライセンス製品の提供を中止することができます。このような提供が中止された場合、エンドユーザーのお客様は、当該無償ライセンス製品のすべてのコピーをアンインストール、削除、破棄し、要求があった場合は、かかる要求から 30 日以内に本規定の遵守状況を証明する書面を Rocket に提供します。

1.3 増加の通知。 エンドユーザーのお客様は、特定の製品について、ライセンス数の実際の増加または増加の意図、もしくはエンドユーザーのお客様の現在のライセンス許諾範囲を超える使用量の増加について、事前に書面による通知を Rocket に提供するものとします。エンドユーザーのお客様が本 EULA および特定の製品のライセンス付与を遵守するために追加料金が必要な場合、エンドユーザーのお客様は、Rocket から請求書を受領後直ちに、第 3 条（料金および支払い）に従い、かかる料金を支払うものとします。エンドユーザーのお客様が当該ライセンスのサポートサービスサブスクリプションを契約している

場合、エンドユーザーのお客様には、追加ライセンス料金の 20% に相当する日割り計算による年間サポートサービス料金が請求されます。エンドユーザーのお客様が本第 1.3 条に基づく通知を怠った場合、エンドユーザーのお客様は、第 9.3 条（監査）に従って、追加の使用またはライセンスの料金を請求されるものとします。

1.4 契約の終了。 Rocket は、書面による通知により、(i) エンドユーザー顧客が Rocket またはそのライセンサーの知的財産を侵害または不正使用していると合理的に疑う場合、または本第 1 条のライセンス条件を遵守していない場合、直ちに、(ii) エンドユーザーのお客様が本 EULA のその他の条項に違反した場合、指定された是正期間を経た上で、または (iii) 保証条項に定める場合、本 EULA に準拠するライセンスを終了させることができます。契約の終了時に、エンドユーザーのお客様は、期限が到来したすべての料金を支払うものとし、すべての製品の使用を直ちに中止し、アンインストールを行い、Rocket の要求に応じて、30 日以内に当該遵守状況を証明する書面を提供するものとします。

2. サポートおよびその他のサービス

2.1 サポートサービスの条件。 Rocket は、随時改訂され、参照により本契約に組み込まれる <https://www.rocketsoftware.com/company/trust/agreements> に掲載の現行の Rocket 標準ポリシーおよび手順に従って、エンドユーザーのお客様が購入したサポートサービスを提供します。Rocket の標準サポートサービスには、一般的に以下の内容が含まれます。(i) Rocket が公開した技術仕様書に記載されている、機能を大幅に損なう製品の問題や不具合を解決するための商業的に合理的な努力、(ii) コード修正、既存機能の改善または強化を含む製品の改訂およびアップデート（利用可能な場合）、(iii) オンラインの問題報告、追跡、およびセルフヘルプツールへのアクセス、(iv) サポート時間内における、熟練したエンドユーザーのお客様担当者の電話サポート。サポートサービスには現場でのサポートは含まれません。現場でのサポートは利用可能な場合に別途購入できます。サポートサービスのご依頼には、該当する不具合の診断または再現に十分な詳細情報をご提供ください。

2.2 サポートサービスの制限事項。 エンドユーザーのお客様は、Rocket およびエンドユーザーのお客様による調査の結果、エンドユーザーのお客様の機器、Rocket によるものではない機能拡張、エンドユーザーのお客様が使用した誤ったデータもしくは手順、または Rocket もしくは本製品に直接起因しないその他の問題が原因と判断されたエラーまたは誤動作については、サポートサービスが提供されないことを了承します。エンドユーザーのお客様が本ドキュメンテーションに従わずに本製品を改変または修正しようとした場合、またはエンドユーザーのお客様が本製品の最新リリースまたはその直前のリリースの提供開始から 6 ヶ月以内に当該最新リリースを実装しなかった場合、エンドユーザーのお客様が Rocket から事前に書面による許可を得ていない限り、本第 2 条に基づく Rocket の義務を免除するものとします。

2.3 サポート期間。 初期サポート期間は、製品の納品日より開始します。ただし、注文書またはその他の書面にて両当事者間で別途合意された場合はこの限りではありません。いずれかの当事者が現行のサポート期間終了の少なくとも 60 日前に書面による解除通知を提供しない限り、サポート期間は自動的に更新されます。エンドユーザーのお客様のサポートサービスが期間中に失効した場合、契約の更新には、その時点での Rocket の再契約ポリシーおよび料金が適用されます。サポート期間の終了に伴い、エンドユーザーのお客様は、速やかに Rocket の機密情報、ドキュメンテーション、およびその他の Rocket の資料を返却または破棄するものとします。エンドユーザーのお客様は、第 3 条（料金および支払い）に従って、終了日時点で発生したすべての料金を Rocket に支払うものとします。

2.4 サポートの更新。 永久ライセンスの場合、かつ別段の合意がない限り、エンドユーザーのお客様は、同じ製品のライセンス数量を下回るサポートサービスを更新しないものとします。エンドユーザーのお客様がサポートサービスの更新を怠り、その後、当該ライセンスのサポートサービスをアクティブにすることを選択した場合、エンドユーザーのお客様には、Rocket のポリシーに従って、サポートサービスが失効した期間の料金および復旧にかかる料金が請求されます。

2.5 その他のサービス。 Rocket は、インストール、実装、コンサルティング、トレーニングなど、知的財産の創造または成果物の提供を含まないその他のサービスを本 EULA に基づいて提供する場合があります。Rocket は、Rocket が提示する料金でこれらのサービスを提供するものとします。かかるサービスの詳細は、本 EULA が適用される別途の作業範囲記述書に記載される場合があります。知的財産の創造または成果物の提供を伴うサービスは、<https://www.rocketsoftware.com/company/trust/agreements> に掲載の Rocket プロフェッショナルサービス規約が適用されます。

3. 料金および支払い

3.1 製品料金およびサポートサービス料金。 製品およびサービスの料金は、注文書または注文プロセスの一部として規定されます。エンドユーザーのお客様は、出荷費用、取扱手数料、税金、および類似の料金、通関手続き、関税および輸入手数料を支払う責任を負います。

3.2 支払条件。 注文書または書面による別段の合意がない限り、エンドユーザーのお客様の支払いは、請求書の日付から 30 日以内に支払うものとします。支払いの遅延は、エンドユーザーのお客様の義務に対する重大な違反であり、Rocket はこれに基づき製品およびサービスの提供を停止することができます。エンドユーザーのお客様は、弁護士費用を含む（ただし、これに限定されない）、延滞金の回収にかかる合理的な費用をすべて支払うものとします。エンドユーザーのお客様は、請求書受領後 15 日以内に、異議のある請求書について書面で通知しなければならず、これを怠った場合、当該請求書に対する異議申立権は放棄されたものとみなされます。Rocket が支払うべき料金または税金が、支払期日から 30 日以内に全額支払われない場合、Rocket は、全額支払われるまで、未払い部分に対して月利 1.5%（年利 18%）または法律で認められる上限額（いずれか低い方）の利息を請求する権利を有するものとします。

3.3 税金。 製品およびサービスの料金には税金は含まれません。エンドユーザーのお客様は、製品および/またはサービスの購入、販売、ライセンス、または使用に対して課される、すべての売上税、使用税、付加価値税、物品サービス税、財産税、関税、消費税、その他の税金（Rocket の純利益に対する税金は含まれません）（以下「税金」といいます）を、かかる税金がエンドユーザーのお客様の請求書に含まれているかどうかに関わらず、支払うものとします。請求時に有効な免税証明書が登録されていない限り、適用される税金はエンドユーザーのお客様の請求書に記載されます。本 EULA に基づく国境を越えた支払いの場合、支払いはロイヤリティを構成せず、OECD（経済協力開発機構）モデル租税条約第 12 条の解説に基づく源泉徴収税の対象とはなりません。エンドユーザーのお客様によるすべての支払いは、源泉徴収税を控除されることなく、また源泉徴収税を差し引かれられないものとします。エンドユーザーのお客様が、現地の国の法令で支払いに源泉徴収税が必要であると判断した場合、エンドユーザーのお客様は、請求書の発行日から 5 日以内に請求書発行者に連絡し、実際に源泉徴収税が必要かどうかを共同で判断するものとします。両当事者が源泉徴収税の控除が法的に要求されることに合意した場合、両当事者は、適用される条約に基づく源泉徴収の適用を含む（ただし、これに限定されない）、かかる税金を最小限に抑えるために協力し、エンドユーザーのお客様は、当該税金が支払われたことを証明するために、適切な税務当局が発行した公式の領収書、または合理的に要求されるその他の証拠を請求書発行者に提供するものとします。

4.保証

4.1 製品保証。 納品日およびその後 90 日間（以下「製品保証期間」といいます）に、当該納品日に発行された Rocket の最新の技術仕様書に従って本製品が使用された場合、Rocket はかかる技術仕様書に実質的に準拠して動作することを保証します。エンドユーザーのお客様による製品保証請求は、かかる製品保証期間が終了する前に、Rocket に書面で請求しなければなりません。請求があった場合、エンドユーザーのお客様は、本権利を行使する条件として、製品保証サービスを実施するために本製品へのリモートアクセスまたはローカルアクセスを Rocket に提供しなければなりません。Rocket は、製品保証に適合していない製品を修理または交換する、もしくは Rocket の選択により適合していない製品に支払われた料金の前払い分を返金し、かかる不適合製品のライセンスを終了します。本契約に規定する製品保証は、サードパーティー製コンポーネントにも適用されますが、(i) 保証期間終了後に無償提供される製品またはアップデート、または (ii) サードパーティー製ソフトウェアには適用されません。

4.2 サポート保証。 Rocket は、サポートサービスが、同様のサービスに適用される一般的な業界標準に準拠した、商業的に合理的な方法で実施されることを保証します。エンドユーザーのお客様によるサポートサービスのサービス保証請求は、Rocket がサポートサービスを提供した日から 15 日以内（以下「サービス保証期間」といいます）に、Rocket に書面で請求しなければなりません。

4.3 保証の否認、免責事項。 上記にかかわらず、本製品保証およびサービス保証は、以下の問題については適用されません。(i) Rocket または Rocket の被指名者によって変更が行われた場合を除き、本ソフトウェアの変更に関する問題、(ii) Rocket 以外の当事者による誤用、改変、怠慢、不正な修理または設置、または行為または不作為に起因する問題、(iii) エンドユーザーのお客様のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、システムのエラーまたは欠陥、または本ソフトウェアに適したインストール環境もしくは動作環境を提供しなかったことに起因する問題、(iv) エンドユーザーのお客様が本 EULA または Rocket が現在公表している技術仕様書またはドキュメンテーションに従って本ソフトウェアを使用しなかったことに起因する問題、または (v) 保証期間経過後に報告された問題。上記の第 4.1 条および第 4.2 条に定める場合を除き、ROCKET、

その関連会社およびライセンサーは、製品またはサービス、その使用、十分性、正確性、信頼性、適時性、品質、適合性、入手可能性、完全性について、明示的または黙示的、口頭または書面を問わず、一切の表明を行わず、その他すべての保証、表明及び保証を否認します。これには、以下が含まれますが、これらに限定されません。(i) 商品性、特定目的への適合性、

(ii) サポートサービスまたは製品の運用が中断なくエラーなしで提供されること、または他のハードウェア、ソフトウェア、システム、データとの組み合わせで動作すること、(iii) AI 出力に関連する事項、または製品もしくはサービスがウイルスや悪意のあるコードを含まず、すべてのエラーや欠陥が修正されること。本第 4 条では、製品保証請求またはサービス保証請求に対する ROCKET の唯一の責任およびエンドユーザーのお客様の唯一の救済措置について規定します。

4.4 除外不能保証。 本 EULA に適用される法域の制定法により、特定の黙示的保証の除外、黙示的保証の存続期間の制限、または付随的損害、結果損害、または特別損害の除外もしくは制限を限定する場合。(i) 除外できない各保証は、本ソフトウェアを最初に納品した日から 60 日間を存続期間の限度とし、(ii) Rocket が本保証違反によりライセンサーに対して負う責任の総額は、第 8 条（責任の制限）に定める金額を上限とする。

5. 知的財産の所有権

本契約で明示的に規定されている場合を除き、Rocket、その関連会社またはライセンサーは、製品、ソフトウェア、サービス、ドキュメンテーション、開発、調査データ、設計、レイアウト、メソドロジー、プロセスおよび手順、モデル、数式、人工知能（以下「AI」といいます）モデルおよびトレーニングデータ、アルゴリズム、文書、図面、計画書、仕様書およびその他の Rocket の情報、専有資料、およびすべての二次的著作物に含まれるすべての知的財産に関する一切の権利、権原および利益を所有し、これを留保します。Rocket の知的財産に対する権利、権原、または利益が、法律の適用により Rocket に自動的に帰属しない場合、エンドユーザーのお客様は、Rocket にすべての権利、権原、および利益を取消不能の形で移転、譲渡、および権利委譲し、その効果を発生させるために必要な文書を作成するものとします。エンドユーザーのお客様が本製品に対して有する唯一の権利は、本 EULA で明示的に言及されるライセンスであり、その他のライセンスは付与または黙示されません。サードパーティ製ソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含みますが、これらに限定されません）は、本 EULA の条件ではなく、それぞれのライセンスの条件に準拠します。サードパーティ製ソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含みますが、これらに限定されません）および製品に組み込まれているサードパーティ製コンポーネントに関する情報は、製品に付属するファイル、製品 Web サイト、製品自体、ドキュメンテーション、または該当する ALA に記載されています。エンドユーザーのお客様は、Rocket がエンドユーザーのお客様から提供されたフィードバックを製品に組み込むこと、または当該フィードバックを本製品またはサービスを改善するために使用することに同意するものとします。ただし、当該情報がエンドユーザーのお客様またはそのユーザーを特定しない場合に限り（また、当該データは本契約におけるエンドユーザーのお客様の機密情報とはみなされません）。

6. 機密保持

6.1 機密情報の定義。 本 EULA の契約期間中、各当事者は他方当事者に機密情報（以下「機密情報」といいます）を提供する場合があります。Rocket の機密情報には、口頭で開示されたか、または機密として表示されたかにかかわらず、本 EULA、製品、サービス、Rocket の知的財産、ならびに Rocket の提案書、仕様書、マニュアル、製品ロードマップ、財務データ、価格設定、ベンチマークテスト結果、および本契約に基づきエンドユーザーのお客様に提供するその他の情報で、当事者が機密であると合理的に判断するものが含まれます。お客様の機密情報とは、本 EULA で認められている場合を除き、当事者が機密であると合理的に判断する、本契約に基づき Rocket に提供するデータで構成されます。いずれの当事者の機密情報にも、以下のような情報は含まれないものとします。(i) 受領時点で既に公知であった情報、または受領後に受領当事者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報、(ii) 本第 6 条に違反することなく、開示当事者からの受領前に受領当事者がすでに保有していた情報、または (iii) 開示当事者の秘密情報に言及することなく受領当事者が独自に開発した情報。受領当事者は法的に認められている限り、裁判所または法的手続きによって機密情報の開示を強制された場合、速やかに開示当事者に通知し、開示当事者から要求された当該機密情報の機密性を維持するための合理的な措置を講じるものとします。Rocket は、製品が公知の情報とはみなしていません。両当事者は、機密情報が元の所有者の財産であることに同意します。受領当事者は、開示当事者の機密情報を、本条件と同等以上の制限のある書面による機密保持義務に拘束される従業員または請負業者によりのみ開示することができます。

6.2 個人データ。 各当事者は、個人を特定できる情報（以下「個人データ」といいます）の他方当事者への開示を防止するために最善の努力を払うものとします。共有される個人データは、開示当事者の機密情報とみなされます。

6.3 終了の効果。 開示当事者からの通知があった場合、または何らかの理由で本 EULA が解除された場合、受領当事者は、開示当事者の有形のすべての機密情報を開示当事者に返却します（または、返却が不可能な場合は、当該機密情報を破棄し、要求に応じて、受領当事者が破棄したことを開示当事者に証明します）。当該返却または破棄は、要求または EULA の終了から 30 日以内に行うものとします。受領当事者の文書保持ポリシー、法律または規制により情報が返却されない場合、当該情報は引き続き本第 6 条の規定の適用を受けるものとします。

7. 補償

7.1 Rocket による補償

7.1.1 Rocket は、該当する注文書および本 EULA に従って製品（以下「**補償対象製品**」といいます）を使用している国で、当該製品が有効な特許または著作権を直接侵害する範囲において、第三者からの法的措置、訴訟、または訴訟（以下「**請求**」といいます）が提起された場合、自らの費用負担でエンドユーザーのお客様を防御します。Rocket は、エンドユーザーのお客様に対して最終的に裁定された判決、または Rocket が当該請求について合意した和解金について、補償対象製品が侵害する範囲内において、エンドユーザーのお客様を補償します。ただし、(i) エンドユーザーのお客様が当該請求を書面で速やかに Rocket に通知すること（ただし、速やかな通知がなされなかった場合でも、Rocket がこれにより重大な不利益を被らない限り、補償義務は無効となりません）、(ii) Rocket が防御および解決について単独で管理すること、(iii) エンドユーザーのお客様が Rocket と全面的に協力し、当該請求に関連するすべての文書および情報を提供すること、(iv) エンドユーザーのお客様が Rocket の証言または相談に要員を提供すること。

7.1.2 補償対象製品が請求の対象となった場合、または Rocket の見解において請求の対象となる可能性が高いと判断した場合、Rocket は、自らの選択と費用負担により、以下を行うことができます。(i) エンドユーザーのお客様が補償対象製品の使用を継続する権利を取得すること、(ii) 補償対象製品を交換もしくは変更すること、または補償対象製品が機能的に同等かつ侵害されないように代替手段を講じること、または (iii) 補償対象製品のライセンスを終了し、エンドユーザーのお客様が補償対象製品の侵害部分に対して支払った料金のうち、エンドユーザーのお客様が補償対象製品を使用した期間に対する合理的な控除額を差し引いた金額を、エンドユーザーのお客様にクレジットとして提供すること。

7.1.3 Rocket は、以下の理由により侵害が発生した場合、その請求について義務を負わず、一切責任を負いません。(i) 本 EULA またはドキュメンテーションに従わない補償対象製品の使用、(ii) Rocket 以外の者による補償対象製品の改変、またはエンドユーザーのお客様向けの非標準的な特徴または機能のため、もしくはエンドユーザーのお客様の指示に基づき Rocket が行った改変、(iii) Rocket が提供していない製品、機器、ソフトウェア、またはデータ、(iv) Rocket が提供していないその他の製品、機器、ソフトウェア、またはデータ（サードパーティー製ソフトウェアを含みますが、これに限定されません）と補償対象製品を組み合わせて使用した場合（当該組み合わせがなければ侵害が発生しない場合）、(v) 利用可能な最新リリースバージョン以外の補償対象製品の使用、またはエンドユーザーのお客様が侵害を解消する修正、アップデート、リリースをインストールしなかった場合、(vi) エンドユーザーのお客様の設計、指示、計画、仕様、もしくは AI 出力、または (vii) エンドユーザーのお客様または第三者による使用、プロセスまたは方法と組み合わせた補償対象製品の使用（これらの組み合わせなしに侵害が発生しない場合）。

7.2 **エンドユーザーのお客様による補償。** エンドユーザーのお客様は、自らの費用負担において、Rocket に対する第三者からの請求を防御するものとします。(i) 上記第 7.1 条に基づき Rocket が責任を負う請求を除き、エンドユーザーのお客様が提供した製品、情報、データ、または資料が第三者の知的財産権を侵害していると主張する請求、または (ii) エンドユーザーのお客様またはその関連会社が、該当する注文書、本 EULA、ドキュメンテーション、または当事者間のその他適用される契約の条件を遵守しなかったことにより生じた請求。 エンドユーザーのお客様は、当該請求について、Rocket に対して最終的に裁定された判決による損害賠償額または和解金について、Rocket を補償するものとします。ただし、(i) Rocket が当該請求を書面で速やかにエンドユーザーのお客様に通知すること（ただし、速やかな通知がなされなかった場合でも、エンドユーザーのお客様がこれにより重大な不利益を被らない限り、補償義務は無効となりません）、(ii) エンドユーザーのお客様が防御および解決について単独で管理すること、(iii) Rocket がエンドユーザーのお客様と全面的に協力し、当該請求に関連するすべての文書および情報を提供すること、(iv) Rocket がエンドユーザーのお客様の証言または相談に要員を提供すること。

7.3 **防御または解決の不履行。** 当事者の一方が本第 7 条に基づく請求を適時に防御または解決しない場合、他方当事者は補償義務を負う当事者の費用負担で当該請求の防御を引き受けことができ、補償義務を負う当事者は合理的に協力するものとします。いずれの当事者も、他方当事者の書面による同意がない限り、他方当事者に代わって過失を認めたり、他方当事者に対する完全な責任の免除を含まない他方当事者を拘束する請求の解決に合意したりすることはできません。

7.4 **唯一の救済措置。** 本第 7 条では、知的財産の侵害に対する各当事者の唯一の責任および他方当事者の唯一の救済措置を規定します。

8. 責任制限

8.1 ROCKET、その関連会社およびライセンサーは、以下の事項について一切の責任を負いません。(i) 結果損害、間接的損害、特別損害、加重的損害、警告的損害、懲罰的損害もしくは付随的損害、または (ii) 事業または業務の中断、代替入手費

用、のれん、通話料詐欺、データ、利益、収益の喪失もしくは毀損、または救済措置の不履行による、その本質的な目的の未達。

8.2 第7条（補償）に基づく侵害の請求、死亡または身体傷害の請求、有形財産の損害、故意の不正行為、または詐欺を除き、Rocket、その関連会社およびライセンサーは、当該請求の原因となった製品またはサービスについて、エンドユーザーのお客様が過去12ヵ月間に支払った金額を超える損害については責任を負わないものとします。

8.3 本第8条の制限は、契約違反、不法行為、製品またはサービスの使用もしくはその性能、その原因の如何を問わず、またかかる損害が予見可能であったかどうかにかかわらず、いかなる責任理論に基づく損害であっても適用されるものとします。

8.4 上記または本EULAの他の規定にかかわらず、ROCKETは、エンドユーザーのお客様が請求の原因となった問題を認識してから12ヵ月以上経過してから提起された請求については一切の責任を負いません。また、ROCKETは、無償の製品または評価もしくはテストライセンスに基づいて提供された製品に関連もしくは起因する損害についても責任を負いません。本条項なしで、両当事者が本EULAを締結することはありません。本条項の適用が法律によって制限されている場合、ROCKETの責任は法律で認められている範囲に制限されます。ROCKETが権利または救済措置を行使しなかった場合においても、かかる権利を放棄したことにはならないものとします。

9. 検証および監査

9.1 **記録。** エンドユーザーのお客様は、本EULA、適用される契約、および注文書をエンドユーザーのお客様が遵守したことをRocketが確認するのに十分な電子的な記録およびその他の記録を、本EULAの終了後少なくとも3年間保持することに同意するものとします。

9.2 検証証明書

9.2.1 エンドユーザーのお客様は、Rocketの要請に応じて、Rocketが提供する署名済みの証明書および/または記入済みかつ署名済みの質問書（以下、総称して「**検証証明書**」といいます）をRocketに提供し、本EULA、ドキュメンテーション、およびその他の適用される契約に従って製品が使用されていることを検証するものとします。Rocketは、合理的な理由（不適合の疑い、一貫性のない使用状況報告書、検証証明書の提供の不履行など）がない限り、同一製品について年1回を超える頻度で検証証明書を要求することはないものとします。エンドユーザーのお客様は、Rocketの書面による要求から15日以内に検証証明書を提供することに同意するものとします。検証証明書には、エンドユーザーのお客様による本製品のインストールおよび/または使用に関するすべての関連する詳細情報を含めるものとします。これには、少なくとも過去3年間について以下に記載されている該当情報が含まれます。

(i) メインフレームシステム用にライセンスされた製品については、検証証明書に以下を含めるものとします（ただし、これらに限定されません）。(x) 製品が現在または過去にインストールおよび/または使用されているすべての機器の設置場所、モデル、およびシリアル番号 (y) 容量、サブ容量、またはその他の適用されるライセンス測定基準の制限対象となる製品については、製品に応じて、前年のMIPS/MSU/CPC（「CPU」と呼ばれることもあります）またはその他の適用可能なライセンス測定基準のピークおよび平均使用量。Rocketからの要請があった場合、エンドユーザーのお客様は、Sub Capacity Reporting Tool（「SCRT」）、Resource Management Facility（「RMF」）のパーティションデータレポート、使用ログ、および/またはその他のシステムレポートのコピーも提供するものとします。

(ii) その他すべての製品については、検証証明書には、メインフレームシステムに必要な詳細と同様の詳細情報および/またはその代替となる必要な詳細情報が含まれます。これには、以下が含まれますが、これらに限定されません。(w) セッションの合計数またはその他適用されるライセンス測定基準の制限、(x) 製品がインストールおよび/またはアクセスもしくは使用される物理的または仮想的なデバイスの合計数、(y) 製品の使用または製品へのアクセスを許可されているユーザーまたはその他の個人の数（当該個人が実際に当該製品を使用またはアクセスするかどうかにかかわらず）および (z) デバイスおよび個人が所在する国。

9.2.2 検証証明書に記載されている情報、または検証証明書に記載されていない情報についてRocketから質問があった場合、エンドユーザーのお客様は、Rocketが製品のインストールおよび/または使用について完全に理解できるよう、

Rocket に追加情報を提供することを含め、Rocket に協力することに同意するものとします。

9.3 監査。 Rocket は、エンドユーザーのお客様による製品のインストールおよび/または使用について、10 日前の書面による通知（ただし、同一製品につき、合理的な理由なく年に 1 回を超える頻度ではなく）をもって監査することができます（以下「監査」といいます）。エンドユーザーのお客様は、該当する注文書、本 EULA、あらゆるドキュメンテーション、および該当する契約に対するエンドユーザーのお客様のコンプライアンスを評価するために必要なデータ、履歴記録、コンピュータシステム、およびエンドユーザーのお客様の従業員、ベンダー、およびその他の第三者への合理的かつ適時なアクセスを提供するものとします。Rocket の選択により、Rocket または独立した第三者の監査法人が監査を実施することができます。Rocket または当該第三者の監査法人は、自動化ツール、テレメトリーデータ、AI、またはその他のツールおよびテクノロジーを使用して、コンプライアンスの検証を支援する場合があります。Rocket は、第三者への支払費用を含む監査に要する費用を負担するものとします。ただし、監査が直前の 12 ヶ月間に Rocket に以前に支払われた合計料金の 5% を超えるライセンスおよび/またはサポートサービス料金の過少支払いを明らかにした場合、エンドユーザー顧客は監査に関連するすべての費用を Rocket に払い戻すものとします。

9.4 解決。 検証証明書または監査により、エンドユーザーのお客様による Rocket への料金の過少支払いおよび/または不払いが明らかになった場合、エンドユーザーのお客様は、Rocket からの書面による通知から 15 日以内（以下「解決日」といいます）に、以下の料金を Rocket に支払うものとします。(i) エンドユーザーのお客様が導入したライセンスの規模と実際の規模との差額に対して発生する新規ライセンス料。これは、Rocket の定価（割引は適用されません）に基づいて計算されるものとします（以下「本新規ライセンス料金」といいます）、(ii) 本件ライセンスの最初のインストール日から解決日の 12 ヶ月後までの本新規ライセンス料金に 20%（または、該当する注文書に別段の規定がある場合は、当該割合）を乗じて算出した増分サポート料金（以下「本増分サポート料金」といいます）、(iii) 本新規ライセンス料金および本増分サポート料金に対する利息（当該製品の最初のインストール日から解決日までの期間について、月利 1.5%（年利 18%）または法令で認められる上限のいずれか低い方を適用）、および (iv) 上記各料金に適用される税金。

10. 救済

10.1 誠実な解決。 両当事者は、本契約に基づくあらゆる論争または請求について、誠実に、ビジネス上の協議を通じて速やかに解決するよう努め、各当事者は、書面による要求があった場合、それぞれの経営陣にエスカレートして紛争解決を図るものとします。両当事者が書面による要求から 30 日以内に、または書面で合意された期間内に紛争を解決できない場合、両当事者は、自らが有する権利の救済を求めることができます。本条項は、いずれの当事者も、いつでも衡平法上の救済を求めることができる権利を制限するものではありません。

10.2 衡平法上の救済。 エンドユーザーのお客様が、該当する注文書、本 EULA、またはその他の契約のライセンス条項または機密保持条項を遵守しない場合、無形であるが現実的な、損害賠償の裁定によって完全に救済できない回復不能な損害が Rocket に生じる可能性があります。エンドユーザーのお客様は、(i) Rocket が差し止め請求またはその他の裁判所命令を求める権利を有し、エンドユーザーのお客様の義務を具体的に執行するために直接裁判所の手続きを進めることができること、(ii) 差し止めによる救済には、回復不能な損害の認定またはその他の条件は要求されないこと、(iii) 衡平法上の救済が認められる場合、エンドユーザーのお客様は、認められるその他の救済に加えて、Rocket の合理的な費用および弁護士費用を支払うこと、および (iv) Rocket が、かかる違反に対して、法律上および衡平法上のあらゆる救済を追求する権利を有することに合意します。

11. 情報セキュリティおよびプライバシー

Rocket は、一般に認められた業界標準に準拠した情報セキュリティプログラムを設計および実装し、毎年見直しを行います。エンドユーザーのお客様は、個人データおよびその他の機密データを含む（ただし、これらに限定されない）、あらゆるユーザーデータの独自の収集、処理、保存、および移転について単独で責任を負い、すべての責任を負うものとします。エンドユーザーのお客様は、エンドユーザーのお客様に適用される業界要件に準拠して、本製品および関連サービスを評価する責任を単独で負うものとします。各当事者は、製品の使用に適用されるデータ収集およびデータプライバシーに関するすべての適用法、規制、および業界標準に基づくそれぞれの義務を遵守しなければなりません。エンドユーザーのお客様が製品またはサービスの提供を受ける目的で Rocket に提供する個人データまたは顧客データは、Rocket Software のグローバルデータ保護およびプライバシーに関する通知 (<https://www.rocketsoftware.com/company/legal/privacy-policy>) に従って扱われます。

12. 米国政府のユーザー

製品、ドキュメンテーション、およびサービスは、私費で開発されたものであり、48 C.F.R. § 2.101 で定義される「商用製品」であり、48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202 で使用される「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」を含みます。

48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202-1~227.7202-4 (該当する場合) に準拠して、「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」は、(i) 「商用製品」としてのみ、および (ii) 本契約の条件に従って他のすべてのエンドユーザーに付与される権利のみを持つ米国政府のエンドユーザーにライセンスされます。未公開の権利は、米国の著作権法に基づき留保されます。48 C.F.R. § 227.7202-3 の要求に従い、コンピュータソフトウェアまたはコンピュータソフトウェアドキュメンテーションを使用、変更、複製、公開、実行、表示、または開示する政府の権利は、本 EULA に準拠し、これに従うものとします。本契約に規定されているいずれかの条項または条件がある場合：(w) 米国政府のライセンス権またはサービスの維持の自動的な終了を認める場合、(x) サービスおよび/または料金の自動更新を認める場合、(y) 米国政府が監査費用を支払うことを認める場合、(z) 準拠法を連邦法以外のものとするを要求する場合、かかる条件は、米国政府には適用されないものとしますが、政府の元請負業者および下請業者には引き続き適用されるものとします。最後に、本契約に規定された条件が米国連邦調達法に反する場合、かかる条件は米国政府には適用されないものとしますが、政府の元請負業者および下請業者には引き続き適用されるものとします。

13. 雑則

13.1 完全合意。 本 EULA は、本製品および本サービスに関して両当事者間で有効なその他すべての口頭または書面による条件、提案、表明に優先します。本 EULA は、両当事者が締結した契約によってのみ変更できます。エンドユーザーのお客様が提供するすべての条件 (オンラインベンダーポータルまたはエンドユーザーのお客様の注文書に記載されている条件を含む) は無効であり、いかなる効力も有しません。ただし、Rocket は、支払い目的のみで提供された注文書を受諾するか、もしくはベンダーポータルに登録することができます。該当する注文書または本 EULA のいずれかの条項が違法、無効、または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き完全かつ有効に存続します。

13.2 優先順位。 本契約の条項に矛盾がある場合は、該当する注文書、適用される ALA、本エンドユーザーライセンス契約の順に優先して解釈されるものとします。

13.3 存続。 疑義を避けるため付言すると、第 3.3 条 (税金)、第 4.3 条 (保証の否認、免責事項)、第 5 条 (知的財産の所有権)、第 6 条 (機密保持)、第 7 条 (補償)、第 8 条 (責任制限)、第 9 条 (検証および監査)、および本第 13 条 (雑則) を含め、本 EULA の終了後も存続することを意図した条項はすべて存続します。

13.4 第三者の権利。 本 EULA は、本 EULA の当事者ではない、いかなる個人または団体に対しても利益をもたらすものではなく、また、当該個人または団体によって強制されるものでもありません。

13.5 譲渡の禁止。 エンドユーザーのお客様は、Rocket の単独の裁量による事前の書面による承認を得ることなく、本 EULA もしくはそのライセンス、製品もしくはサービス、またはその義務、権利、救済措置の全部または一部を譲渡することはできません。エンドユーザーのお客様の資産の全部または実質的にすべての売却または処分、あるいはエンドユーザーのお客様の合併、買収、または会社分割を通じた企業再編は、移転または譲渡とみなされ、Rocket の書面による同意およびお客様による適用される料金の支払いが必要となります。エンドユーザーのお客様は、譲渡、合併、買収、または会社分割を通じた企業再編が発生した場合、事前に許可が得られている場合は、その旨を legal@rocketsoftware.com 宛てに書面で通知するものとし、事前に許可が得られていない場合は、取引から 15 日以内に Rocket に通知するものとします。

13.6 通知。 本契約に基づいて許可または要求されるすべての通知は、書面によるものとし、通知を行った当事者が署名するものとします。Rocket の場合は、電子メールで legal@rocketsoftware.com 宛てに、エンドユーザーのお客様の場合は、該当する注文書に記載されたメールアドレス、カスタマーポータル、または Rocket のファイルに記載されているその他のアドレス宛てに電子メールで通知するものとします。

13.7 不可抗力。 いずれの当事者も、エンドユーザーであるお客様が支払い義務を履行しなかった場合を除き、合理的な支配の及ばない事由により、かつ過失または怠慢なく、その義務の履行が遅延または不履行となった場合、その責任を負わないものとします。

13.8 法令遵守。 Rocket およびエンドユーザーのお客様ならびにその関連会社は、輸出コンプライアンス、汚職防止、AI の使用およびデータプライバシーに関するものを含むがこれらに限定されない、適用される米国、外国、および国際的な法律および規制を遵守します。エンドユーザーのお客様は、さらに以下の事項に同意します。(i) 本製品または本サービスがエンドユーザーのお客様に最初に提供された国以外の国への、または当該国における、あるいは異なるエンドユーザーまたは最終用途への、もしくは異なるエンドユーザーまたは最終用途による、または異なるエンドユーザーまたは最終用途のための輸出、再輸出、移転、再移転、販売、供給、アクセス、または使用には、米国またはその他の政府のライセンスもしくはその他の認可（および第 1 条（ライセンス）に基づく Rocket の事前の書面による承認）が必要となる場合があること、および (ii) 米国またはその他の適用法に基づき制裁対象国、禁輸国、もしくは禁止国、人物、または最終用途に対して、直接または間接的に、本製品または本サービスの輸出、再輸出、移転、再移転、販売、供給、または本製品または本サービスへのアクセスもしくは使用を許可すること（以下、総称して「**禁止された用途**」といいます）。エンドユーザーのお客様は、禁止された用途についてスクリーニングを行い、必要なライセンスまたはその他の許可を取得する責任を負い、エンドユーザーのお客様に適用される輸出管理および/または経済制裁に関する法律および規制に違反した場合、Rocket を補償するものとします。エンドユーザーのお客様は、核兵器、化学兵器、ミサイル兵器、生物兵器に関連する最終用途、および適用される輸出法で禁止されているその他の目的に本製品を使用しないものとします。エンドユーザーのお客様は、本条の義務違反を認識した場合、直ちに Rocket に通知しなければならず、エンドユーザーのお客様が本条項のいずれかの規定に違反した場合、Rocket は直ちに本 EULA（本契約に基づくすべてのライセンスを含みますが、これらに限定されません）を終了することができます。

13.9 適用言語。 両当事者は、本 EULA およびすべての関連するドキュメントが英語によるものであることに同意します。Rocket が便宜上、2 言語バージョンのドキュメントを提供する場合、矛盾が生じた場合は英語バージョンが優先されるものとします。

13.10 独立請負業者。 各当事者は独立した請負業者であり、書面による許可なく他方当事者を拘束することはできません。本 EULA は、雇用関係、ジョイントベンチャー、パートナー、または代理店関係を創設するものではありません。

13.11 準拠法、管轄、裁判地

13.11.1 北米および南米、および本条で別途指定されていない地域。 北米または南米に所在するエンドユーザーのお客様には、次の条件が適用されます。

準拠法、管轄および裁判地。 マサチューセッツ州の法律は、他の法域の法律を適用する抵触法の原則を除き、本 EULA に適用されます。各当事者は、法律または衡平法上の請求について陪審裁判を受ける権利を放棄します。国際物品売買契約に関する国連条約および採択された統一コンピュータ情報取引法は適用されません。両当事者は、マサチューセッツ州ボストンに所在する連邦裁判所および州裁判所の専属管轄権に服するものとします。

13.11.2 英国、アイルランド、中東、アフリカ、インド。 英国、アイルランド共和国、英国王室属領、英国海外領土、中東、アフリカ、インドに所在するエンドユーザーのお客様には、以下の条件が適用されます。

準拠法、管轄および裁判地。 本 EULA は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、両当事者は、イングランドに所在する裁判所の専属管轄権および裁判地に服するものとします。

13.11.3 ドイツ、オーストリア、スイス（「DACH」）。 DACH に所在するエンドユーザーのお客様には、以下の条件が適用されます。

準拠法、管轄および裁判地。 本 EULA はドイツの法律に準拠し、両当事者はドイツに所在する裁判所の専属管轄権および裁判地に服するものとします。

第 8 条（責任制限）に基づく責任上限の明確化。 両当事者は、第 8 条（責任制限）に定める責任の上限が、契約の達成に不可欠であり、かつ、他方当事者が通常その履行を信頼する基盤となる、重大な契約上の義務（以下「基本的義

務」 / 「Kardinalpflicht」といいます) の軽微な過失による侵害にも適用されることに同意します。両当事者は、典型的かつ予見可能な損害および基本的義務の違反が、第 8 条 (責任制限) に定める責任の上限を合計して超えないことに明確に同意します。

第 8 条 (責任制限) に基づく責任に関する追加の例外。 第 8 条 (責任の制限) のいずれの制限も、以下に直接起因する損害に対する当事者の責任を除外しません。(I) 故意、(II) 重過失、(III) 生命、身体もしくは健康に対する有責な傷害、(IV) 「保証」と明示的に命名されなければならない保証違反の場合、または (V) 製造物責任法に基づく義務的な責任。

13.11.4 オランダおよび上記以外のその他の欧州諸国。 上記の他の地域別条件の対象外となるオランダおよび欧州諸国に所在するエンドユーザーのお客様には、以下の条件が適用されます。

準拠法、管轄および裁判地。 本 EULA はオランダの法律に準拠し、両当事者はロッテルダムに所在する裁判所の専属管轄権および裁判地に服するものとします。裁判手続きは、利用可能な範囲内で英語で行われます。

第 8 条 (責任制限) に基づく責任に関する追加の例外。 第 8 条の制限のいずれも、当事者またはその管理職の故意または重過失 (OPZET OF BEWUSTE ROEKELOOSHEID) に対する当事者の責任を制限するものではありません。

13.11.5 オーストラリア、ニュージーランド、およびアジア太平洋地域。 オーストラリア、ニュージーランド、およびアジア太平洋地域に所在するエンドユーザーのお客様には、次の条件が適用されます。

準拠法、管轄および裁判地。 本 EULA はオーストラリアおよびニューサウスウェールズ州の法律に準拠し、両当事者はシドニーに所在する裁判所の専属管轄権および裁判地に服するものとします。

14. 定義

「**関連会社**」とは、発行済株式の 51% 以上を所有することにより当事者に支配される法人を意味します。

「**追加ライセンス認証**」または「**ALA**」とは、所定のソフトウェア製品の使用を規定する追加の特定のソフトウェアライセンス条項を意味します。これには、非本番環境ライセンスガイド (該当する場合) の条項が含まれますが、これらに限定されません。製品の ALA は、以下に記載されている <https://www.rocketsoftware.com/company/trust/agreements> か、エンドユーザーのお客様の要求に応じて Rocket が提供できます。

「**AI 出力**」とは、AI または機械学習機能を使用して本製品によって生成されたコンテンツ、データ、または結果を意味します。これには、テキスト、コード、画像、またはモデルが含まれますが、これらに限定されません。

「**同時ユーザー**」とは、製品またはサービスを他の同時ユーザーと同時に使用することを許可されたユーザーを意味し、同時に使用できるユーザーの最大数によって制限されます。

「**納品**」とは、Rocket が電子アクセスを通じて製品を提供し、エンドユーザーのお客様が製品を受領したとみなされることを意味します。

「**納品日**」とは、Rocket がエンドユーザーのお客様に製品へのアクセスを提供し、エンドユーザーのお客様がライセンスに基づき製品をダウンロードして使用可能となる日を意味します。

「**開示当事者**」とは、自社の機密情報が他方当事者に開示される当事者を意味します。

「**ドキュメンテーション**」とは、Rocket の最新の仕様および要件を含む Rocket のユーザーマニュアルおよびトレーニング資料を意味し、随時変更または更新されるものであり、エンドユーザーのお客様に対して電子的または物理的に提供されるものを指します。

「**エンドユーザーのお客様**」とは、本 EULA を受諾する法人または製品をダウンロードする法人を意味します。

「**料金**」とは、製品またはサービスに対する Rocket の価格を意味します。

「**知的財産**」とは、発明、特許、著作権、商標、サービスマーク、商号、企業秘密、ノウハウ、著作者人格権、ライセンス、その他あらゆる無形の所有権または財産権（登録の有無を問わず、制定法または慣習法に基づくもの）を含むがこれらに限定されない、すべての知的財産を意味します。

「**ライセンス**」とは、エンドユーザーのお客様が本契約に基づき許可されている製品、ドキュメンテーション、または資料を使用するための、個人的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可の権利を意味します。

「**測定ライセンス**」とは、各製品ごとに指定された期間、ユーザー数および種類、トランザクション、コピー、シート、セッション、MIPS、MSU、その他の数量または測定単位（以下「**測定単位**」または「**UOM**」といいます）に基づくライセンスを意味し、注文書またはエンドユーザーのお客様が許諾した別文書に記載されます。

「**MIPS**」とは、1 秒あたりの命令実行回数（百万単位）を意味します。

「**MSU**」とは、サービス単位（百万単位）を意味します。

「**指名ユーザー**」とは、製品またはサービスの使用を許可された特定の個人を意味します。新しい指名ユーザーは、Rocket への書面による通知、または該当するポータルでのユーザー更新により、以前の指名ユーザーと置き換えることができます。

「**オープンソースソフトウェア**」とは、製品に組み込まれている、または製品とともに利用可能になるソフトウェアまたはその他の素材を意味し、かかるソフトウェアおよびその他の素材が、オープンソースコミュニティのメンバーによって一般的に理解されている「オープンソースライセンス」に基づき提供されるものを指します。これには、オープンソースイニシアチブ (<https://opensource.org/osd>) が提供するオープンソース定義に規定されているすべての基準を満たすライセンスが含まれますが、これらに限定されません。

「**注文書**」とは、エンドユーザーのお客様が Rocket から直接または Rocket の再販業者またはその他のパートナーを介して間接的に、製品および/またはサービスのライセンスを取得する際の文書を意味し、この文書には、価格、料金、適用される測定単位、およびエンドユーザーのお客様のライセンス資格をさらに定義するその他の特別な条件が規定されています。

「**製品保証**」とは、本契約に定める Rocket の明示的かつ限定的な製品保証を意味します。

「**本製品**」とは、Rocket 独自のソフトウェア製品を意味します。製品または製品群への言及には、Rocket がエンドユーザーのお客様に提供するすべての製品、および/またはエンドユーザーのお客様がライセンスを受諾したすべての製品が含まれます。

「**プロフェッショナルサービス条件**」とは、本 EULA で規定されるサポートサービスまたはその他のサービスに含まれない、エンドユーザーのお客様に提供されるあらゆるサービスを規律する Rocket の条件を意味し、以下の URL に掲載されています：<https://www.rocketsoftware.com/en-us/legal/agreements>

「**注文書**」とは、ライセンスまたはサービスの購入を確認するために Rocket に提供されるエンドユーザーのお客様の文書を意味します。

「**受領当事者**」とは、他方当事者の機密情報を受領する当事者を意味します。

「**サービス保証**」とは、本契約に定めるサポートサービスに明記されている Rocket の明示的かつ限定的な保証を意味します。

「**サービス**」とは、サポートサービスおよび/またはプロフェッショナルサービスを意味します。

「ソフトウェア」とは、本 EULA に準拠する、エンドユーザーのお客様にライセンス付与された製品およびサポートソフトウェアを意味し、エンドユーザーのお客様が作成した当該製品のすべてのコピーが含まれますが、これらに限定されません。また、文脈に応じて、本ソフトウェア全体またはその一部を指します。

「サポート期間」とは、Rocket がサポートサービスを提供する期間を意味します。

「サポートサービス」とは、本 EULA の第 2.1 条に詳述されているとおり、製品に対する Rocket の現行の標準サポートサービス、ポリシーおよび手順を意味し、保守とも呼ばれます。

「サポートソフトウェア」とは、Rocket がサポートサービスの一環としてエンドユーザーのお客様に提供するあらゆるソフトウェアを意味します。これには、アップデートやバグ修正が含まれますが、これらに限定されません。

「サードパーティ製コンポーネント」とは、サードパーティ製ソフトウェア以外の製品に組み込まれたあらゆる第三者のランタイムまたはその他の要素を意味します。

「サードパーティー製ソフトウェア」とは、本製品に組み込まれるオープンソースソフトウェア、AI モデル、その他の追加または付随するサードパーティー製ソフトウェア（サードパーティー製コンポーネントを除く）を意味します。

「使用」または「製品の使用」とは、(i) 製品の一部（アップデート、パッチ、修正などが含まれますが、これらに限定されません）を、コンピューター、記憶媒体、または電子機器にダウンロード、インストール、またはコピー（複製が含まれますが、これに限定されません）すること、(ii) 本製品を使用してあらゆる形式のコード、データ、情報、ワークロードを作成、処理、または変更すること、(iii) 他のアプリケーション、インターフェイス、ポータル、またはその他のテクノロジーを介して、あらゆる方法（間接的に、またはリモート）で本製品にアクセスすること、(iv) Rocket から取得する、本製品のライセンスキーを適用すること、(v) Rocket のサポートサービスにアクセスすること、または (vi) 指定された機器上で本製品を管理または保守することを意味します。

「ユーザー」とは、エンドユーザーのお客様から製品またはサービスの使用を適切に許可された個人を意味します。ユーザーは、指名ユーザーまたは同時ユーザーのいずれかをいいます。ユーザーは、人員増強のためにエンドユーザーのお客様によって個別に雇用され、直接報酬の支払いを受けているエンドユーザーのお客様の従業員または一時的な請負業者のみをいいます。注文書で別段の合意がない限り、他の請負業者、コンサルタント、エンドユーザーのお客様の顧客、アウトソーシング会社、およびこれらに類似するすべての第三者がユーザーとなることは明示的に禁止されています。